

令和2年度小田原宿なりわい交流館管理運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「小田原宿なりわい交流館管理運営業務委託」を実施するに当たり、最も適した委託先を選考するために実施するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和2年度小田原宿なりわい交流館管理運営業務

(2) 業務目的・内容

別紙1「令和2年度小田原宿なりわい交流館管理運営業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日まで

(4) 契約時の仕様書の策定

企画・提案内容の仕様書への反映等については、小田原市(以下、「市」という。)と協議を行い、仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

3 施設概要

別紙2「小田原宿なりわい交流館施設概要」のとおり

4 委託上限金額

10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

提案内容にかかわらず、この金額を超える提案は無効とする。

5 実施形式

公募型プロポーザル方式で実施する。

6 実施日程

別紙3「プロポーザル実施日程」のとおり

7 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって既存のものであること(既存法人等同士により新たに組合(共同企業体)を設立する場合を含む。)

なお、要件の基準日は書類提出日とする。ただし、提出後であっても備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (3) 市若しくは他の地方公共団体又は国から指名停止を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8 参加表明手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）：1部
- イ 誓約書（様式2）：1部
- ウ 法人等の概要が分かる資料（会社案内等）：1部
- エ 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類：各1部
 - (ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、法人以外の団体にあっては、会則等
 - (イ) 当該法人等の前事業年度の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類
 - (ウ) 納税証明書
 - ・ 国税及び地方税について未納がないことの証明書

※ 証明書類は、証明年月日が書類提出日から3箇月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

(2) 書類の提出方法等

ア 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に「令和2年度小田原宿なりわい交流館管理運営業務委託プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出すること。

イ 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
小田原市経済部商業振興課 吉川宛

ウ 受付期間

募集開始から令和2年（2020年）1月28日（火）まで（郵送の場合は、同日午後5時必着。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時まで。）

(3) 参加資格要件の確認結果

令和2年（2020年）2月3日（月）までにプロポーザル参加資格要件審査結果を通知する。

9 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

10 質問と回答

質問がある場合は、質問書（様式3）に記入のうえ、FAX 又は電子メールにて送信すること。なお、送信後には電話でその旨連絡すること。

(1) 受付期間

令和2年（2020年）1月16日（木）午後5時まで

(2) 送信先メールアドレス及び連絡先

FAX 0465-33-1597

E-mail shogyo@city.odawara.kanagawa.jp

電話 0465-33-1511(直通)

(3) 質問への回答

令和元年（2020年）1月21日（火）までに、準備ができた回答から随時、市ホームページに掲示する。

11 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認めた者から、次のとおり提案書を受け付ける。

(1) 提出書類

次の書類をA4規格のフラットファイルに綴じたもの：正本1部、副本9部

ア 提案書（様式4）

イ 事業計画書（様式5）

ウ 見積書（様式6）

(2) 提案書作成上の注意事項

ア 仕様書に基づいて作成すること。

イ 業務実施に当たり、仕様書に関わらず、より効果的で合理的な実施方法に関する提案がある場合等は提案書に盛り込むこと。

ウ 提案書は、1者1提案とする。

エ 提出期限までに提案書類のすべてを提出すること。

オ 背表紙には、シール等で業務名及び提案者名を記載すること。

カ 目次及びインデックスをつけて提出すること。

(3) 見積書記載事項

見積書は、様式6に基づき作成し、必要な経費はすべて計上すること。

共通経費（光熱水費・通信費、修繕費、消耗品費、事業推進費）は、原則として市が示す金額とすること。共通経費を別の金額とする場合は、「積算根拠」欄に理由を記載すること。

※共通経費の金額は、実績に基づき算出した金額であり、実際の負担額の上限を示すものではない。

(4) 書類の提出方法等

ア 提出方法

持参にて提出すること。

- イ 提出先
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
小田原市経済部商業振興課 吉川宛
- ウ 受付期間
令和 2 年（2020 年）2 月 17 日（月）まで（市役所の閉庁日を除く。）
- エ 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 までの時間は除く。）

12 選定・審査方法

(1) 委託業者の選定・審査方法

- ア 小田原宿なりわい交流館管理運営業務委託プロポーザル審査委員会の委員が、提出された提案書等及びプレゼンテーション審査の内容を基に審査する。
- イ 応募者多数の場合は、事前審査を行う場合がある。このとき、市職員が提案書等に基づき評価基準により審査し、評価点が 30 点を満たしたものについてプレゼンテーション審査を行うこととする。事前審査を実施した場合は、2 月 24 日（月）を目途に審査結果を通知する。
- ウ 各委員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が 2 番目に高い者を第 2 位優先交渉事業者とする。総合評価点が高同点の者が複数いる場合は、見積金額の低い応募者を上位とする。見積金額が同額の場合は、委員会で協議し、総合的に判断して決定する。
- エ 応募者が 1 者だった場合は、各委員の評価点の平均が 30 点未満である場合を除き、当該応募者を優先交渉事業者とする。

(2) プレゼンテーション審査

- ア 実施日時
令和 2 年（2020 年）3 月 2 日（月）又は 3 日（火）の市が応募者ごとに指定する時間に、概ね 20 分間プレゼンテーション。その他に質問時間 10 分間程度。
- イ 実施場所
生涯学習センターけやき（小田原市荻窪 300 番地）
※実施日時、詳細な場所については、令和 2 年（2020 年）2 月 24 日（月）を目途に別途通知する。
- ウ 注意事項
 - (ア) プレゼンテーション審査は非公開とする。
 - (イ) プレゼンテーション審査の出席者は、最大 3 名までとする。
 - (ウ) スクリーン、電源 2 口、プロジェクターは用意するが、その他 PC 等必要なものがある場合は提案者が用意すること。
 - (エ) 当日のプレゼンテーションは、提出した提案書に沿って行うものとし、追加資料の配布は認めない。

(3) 評価基準

審査の基準及び審査の項目については、次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
基本的な施設管理	人員確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理に必要な人員を常時確保できる見通しがあるか。 ・食品衛生責任者の有資格者を確保できるか。 	20点
	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者や連絡調整担当者などの役職を設け、適任者を任命して円滑に業務を遂行できるか。 ・代表者の指揮命令が従事者全体へ行き渡り、統制が取れた中で業務を遂行できるか。 	
	防火・防災、危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理や防犯対策など、施設管理のため対応が必要な事項を理解しているか。 ・災害等発生時に迅速に対応できる体制を整備できるか。 ・防火管理に関する研修や訓練を計画的に実施できるか。 	
	日常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・館内や広場の清掃、物品管理、利用受付、関係機関との連絡調整など、日常業務の内容を正確に理解しているか。 ・日常業務を円滑に実施できる体制を整備できるか。 	
施設の魅力と機能の向上	来館者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者の増加に向けて取り組む提案内容となっているか。 ・提案された事業内容は、実現可能性及び実効性が見込まれるか。 ・歴史的風致形成建造物の指定候補であることに配慮した提案内容となっているか。 	20点

評価項目		評価基準	配点
	回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者を、かまぼこ通り周辺のみならず、南町・板橋・早川地区などへの広域的な回遊性の向上に取り組む提案内容となっているか。 ・提案された事業内容は、実現可能性及び実効性が見込まれるか。 ・歴史的風致形成建造物の指定候補であることに配慮した提案内容となっているか。 	
	地場産業の振興、なりわい文化の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の振興やなりわい文化の発信に向けて取り組む提案内容となっているか。 ・提案された事業内容は、実現可能性及び実効性が見込まれるか。 ・歴史的風致形成建造物の指定候補であることに配慮した提案内容となっているか。 	
	接遇・歓待	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇スキルに関する従事者研修を計画的に実施できるか。 ・地域資源や観光スポット、飲食店情報等を来館者に適切に案内できるか。 ・来館者の満足度を高めるための事業や企画の実施などに取り組む提案内容となっているか。 ・従事者研修の実施や翻訳機器の導入など、外国人への対応が適切に行われるか。 	
地域連携・貢献	地域連携・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が施設に期待する役割を適切に把握し、地域活性化に取り組む意欲が認められるか。 ・地域住民と良好な関係を築き、円滑に施設運営が行えるか。 	5点

評価項目		評価基準	配点
その他	提案書の確度、見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費など受託者が負担すべき経費を正しく理解しているか。 ・基本的な施設管理に要する経費を適正に計上し、見積金額は妥当な水準となっているか。 ・施設の魅力と機能の向上に向けた取組に要する経費について、費用対効果が高い提案となっているか。 	5点
合 計			50点

(4) 最低基準

各審査員の評価した評価点の平均が30点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(5) 選定結果通知

令和2年(2020年)3月上旬に、優先交渉事業者を各応募者へ通知するとともに小田原市ホームページに掲載する。

13 参加資格の喪失及び選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合は、原則として無効又は失格となり、参加資格を喪失する。

- (1) 提出書類やプレゼンテーション・ヒアリングの内容に虚偽の記載又は発言があることが判明したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書類一式すべてを提出しないとき。
- (3) 提出書類の記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提出書類の記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 市が指定する日時に、プレゼンテーション審査に出席しないとき。
- (6) その他、本事業の参加者としてふさわしくない事実が認められたとき。

14 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加者は、優先交渉事業者決定後において、この要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 市は、提出された書類中の個人情報について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 市は、提出された書類について、「小田原市情報公開条例」の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。
- (6) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書(任意書式)を提出する

こと。

- (7) 本プロポーザルにより選定した事業者との随意契約については、小田原市議会の議決による令和2年度当初予算が成立しない場合又は当該委託に係る予算が減額された場合は、締結しない。
- (8) 本プロポーザルにより選定した事業者との随意契約については、業務委託契約であり、指定管理者を指定するものではない。
- (9) 事業者の応募がない場合及び事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行うことがある。
- (10) 現在雇用されている従事者が希望する場合には、引き続き雇用することを検討されたい。